経済産業省

中小企業庁

# 事業再構築補助金
# 令和４年度第二次補正予算の概要

１.３版

令和５年２月

中小企業庁

①②③④中小企業庁経営支援部
技術・経営革新課
⑤地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課

# 中小企業等事業再構築促進事業

**令和４年度補正予算額　5,800　億円**

## 事業の内容

### 事業目的

長引く新型コロナウイルス感染症の影響に加え、物価高騰等により、事業環境が厳しさを増す中、中小企業等が行う、ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応した、感染症等の危機に強い事業への大胆な事業再構築の取組を支援することで、中小企業等の付加価値額向上や賃上げにつなげるとともに、日本経済の構造転換を促すことを目的とします。

### 事業概要

中小企業等の新分野展開等を支援する事業再構築補助金について、以下の所要の変更を行い、強力に支援します。

①物価高騰対策・回復再生応援枠の創設
　新型コロナの影響に加え、物価高騰等により業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を引き続き支援するため、補助率を引き上げた特別枠を創設します。
②成長枠の創設、グリーン成長枠の要件緩和及び上乗せ支援の創設
　成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に向け、売上高減少要件を撤廃した成長枠を創設します。グリーン成長枠については、要件を緩和した類型（エントリー）を創設し、使い勝手を向上させます。また、これらの枠で申請する事業者の中で、中堅・大企業へ成長する事業者や、大規模な賃金引上げ等を行う事業者に対し、補助金額や補助率を上乗せします。
③産業構造転換枠の創設
　国内市場の縮小等の産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援します。
④最低賃金枠の継続
　最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を引き続き支援します。
⑤サプライチェーン強靭化枠の創設
　海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者を支援します。

## 事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

国 → 補助（基金積増） → 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 → 補助（1/2,2/3等） → 中小企業等

| 申請類型 | 補助上限額（※1） | 補助率 |
|---|---|---|
| 物価高騰対策・回復再生応援枠<br>（引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者に対する支援） | 1,000万円、1,500万円、2,000万円、3,000万円（※3） | 中小2/3(一部3/4)、<br>中堅1/2（一部2/3） |
| 成長枠（※2）<br>（大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援） | 2,000万円、4,000万円、<br>5,000万円、7,000万円(※3) | 中小1/2、<br>中堅1/3（※4） |
| グリーン成長枠（※2）<br>（研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援） | ＜エントリー＞<br>中小：4,000万円、6,000万円、8,000万円（※3）中堅：1億円<br>＜スタンダード＞<br>中小：1億円、中堅：1.5億円 | 中小1/2、<br>中堅1/3（※4） |
| 産業構造転換枠<br>（構造的な課題に直面している事業者が取り組む事業再構築に対する支援） | 2,000万円、4,000万円、<br>5,000万円、7,000万円(※3)<br>廃業を伴う場合、2,000万円上乗せ | 中小2/3、<br>中堅1/2 |
| 最低賃金枠<br>（最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な特に業況の厳しい事業者に対する支援） | 500万円、1,000万円、1,500万円(※3) | 中小3/4、<br>中堅2/3 |
| サプライチェーン強靭化枠<br>（海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者に対する支援） | 5億円 | 中小1/2<br>中堅1/3 |

（※1）補助下限額は100万円（※2）事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠（卒業促進枠）又は継続的な賃金引上げに取り組むと共に従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠（大規模賃金引上促進枠）に応募可能。（※3）従業員規模により異なる
（※4）補助事業期間内に賃上げ要件を達成した場合、補助率を中小2/3、中堅1/2に引上げ

## 成果目標

事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加等を目指します。

# 事業再構築補助金（令和4年度第二次補正予算）の全体像

| 類型 | 最低賃金枠 | 物価高騰対策・回復再生応援枠 | 産業構造転換枠 | 成長枠 | グリーン成長枠 | | サプライチェーン強靭化枠 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | エントリー | スタンダード | |
| 対象 | 最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な事業者 | 業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者、原油価格・物価高騰等の影響を受ける事業者 | 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者 | 成長分野への大胆な事業再構築に取り組む事業者 | 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者 | | 海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に資する取組を行う事業者 |
| 補助上限 | 最大<br>1,500万円 | 最大<br>3,000万円 | 最大<br>7,000万円 | 最大<br>7,000万円 | 最大<br>8,000万円<br>(中堅1億円) | 1億円<br>(中堅1.5億円) | 最大<br>5億円 |
| 補助率 | 3/4 | 2/3 (一部3/4) | 2/3 | 1/2（**大規模賃上げ**達成で2/3へ引上げ）<br>【大規模賃上げ要件】<br>事業終了時点で**①給与支給総額＋６％以上**、<br>**②事業場内最低賃金＋45円** | | | 1/2 |

**賃上げ等へのインセンティブ**

**業況が厳しい事業者向け**

○**大規模賃金引上**：上限3,000万円上乗せ
○中小企業等からの卒業：上限を２倍に引上げ

# 事業再構築補助金の見直し・拡充（令和4年度第二次補正予算）

## １．成長枠の創設

新設

市場規模が10%以上拡大する業種・業態への転換を支援する**「成長枠」を創設**する。

## ２．グリーン成長枠の拡充

見直し

**グリーン成長枠**について、研究開発等の要件を緩和した類型**「エントリー」を創設**する。

## ３．大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

新設

**大胆な賃上げ**や、**中小企業等からの卒業**に取り組む場合、**更なるインセンティブ（補助率・補助上限の引き上げ・加点）を措置**する。

## ４．産業構造転換枠の創設

新設

**市場規模の縮小により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者**を重点的に支援する**産業構造転換枠を創設**する。

## ５．サプライチェーン強靱化枠の創設

新設

海外で製造する製品・部品等の国内回帰を進め、**国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組**を行う事業者を支援する**サプライチェーン強靱化枠を創設**する。

## ６．業況が厳しい事業者への支援

見直し　継続

**コロナや物価高等**により業況が厳しい事業者や、**最低賃金引上げの影響**を大きく受ける事業者を**引き続き手厚く支援**する。

## ７．一部申請類型における複数回採択

継続　新設

グリーン成長枠に加え、**産業構造転換枠及びサプライチェーン強靱化枠**についても、所定の要件を満たした場合、**2回目の申請を認める**。

# 1．成長枠の創設

見直し

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、**売上高減少要件を撤廃**。

## 必須要件（全枠共通）

A事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む
B補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠により異なる）以上増加　又は
　従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0～5.0%（申請枠により異なる）以上増加

## 成長枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均4.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと
①**取り組む事業が**、過去～今後のいずれか10年間で、**市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※）に属している**こと
②事業終了後3~5年で**給与支給総額を年率平均2%以上増加**させること

※対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）
また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

# １．成長枠の創設

見直し

- 成長分野に向けた大胆な事業再構築に取り組む事業者に対する支援。
- 必須要件を見直し、**売上高減少要件を撤廃**。

補助上限額・補助率

| 従業員規模 | 補助上限額 | 補助率 |
|---|---|---|
| 20人以下 | 2,000万円 | 【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）<br>【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）<br><br>※事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45円、②給与支給総額＋6%を達成すること。 |
| 21～50人 | 4,000万円 | |
| 51～100人 | 5,000万円 | |
| 101人以上 | 7,000万円 | |

※事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠**（卒業促進枠）**又は
継続的な賃金引上げに取り組むとともに従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠**（大規模賃金引上促進枠）**
に同時応募可能

# ２．グリーン成長枠の拡充

見直し

- グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者への支援を継続。
- **要件を緩和した類型（エントリー）を創設**し、使い勝手を向上。

## グリーン成長枠の対象となる事業者

＜現行＞
①補助事業終了後3~5年で**付加価値額の年率平均5.0%以上増加**又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること
②グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組であり、**2年以上の研究開発・技術開発**又は**従業員の10%以上が年間20時間以上の人材育成をあわせて行う**こと

＜今後＞ 必須要件に加え、以下の要件を満たすこと

**【エントリー】**（必須要件Bについては、**付加価値額の年率平均4.0%以上増加**を求める。）
①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する**1年以上の研究開発・技術開発**又は**従業員の5%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行う**こと
②事業終了後3~5年で**給与支給総額を年率平均2%以上増加**させること

**【スタンダード】**（必須要件Bについては、付加価値額の**年率平均5.0%以上増加**を求める。）
①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する**2年以上の研究開発・技術開発**又は**従業員の10%以上に対する年間20時間以上の人材育成をあわせて行う**こと
②事業終了後3~5年で**給与支給総額を年率平均2%以上増加**させること

見直し

# 2．グリーン成長枠の拡充

## 補助上限額・補助率

【エントリー】

| | 従業員規模 | 補助上限額 | 補助率 |
|---|---|---|---|
| 中小企業 | 20人以下 | 4,000万円 | 【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）<br>【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）<br><br>※事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45円、②給与支給総額＋6%を達成すること。 |
| | 21～50人 | 6,000万円 | |
| | 51人～ | 8,000万円 | |
| 中堅企業 | － | 1億円 | |

【スタンダード】

| | 従業員規模 | 補助上限額 | 補助率 |
|---|---|---|---|
| 中小企業 | － | 1億円 | 【中小企業】 1/2（大規模な賃上げ※を行う場合2/3）<br>【中堅企業】 1/3（大規模な賃上げ※を行う場合1/2）<br><br>※事業終了時点で、①事業場内最低賃金＋45円、②給与支給総額＋6%を達成すること。 |
| 中堅企業 | － | 1.5億円 | |

※事業実施期間中に中小企業から中堅企業へ成長する事業者等に対する上乗せ枠**（卒業促進枠）**又は
継続的な賃金引上げに取り組むとともに従業員を増加させる事業者に対する上乗せ枠**（大規模賃金引上促進枠）**に同時応募可能

# ３．大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

新設

- 成長枠又はグリーン成長枠に申請する事業者に対し、上乗せ枠として、**卒業促進枠**・**大規模賃金引上促進枠**を設け、**成長・賃上げのインセンティブを付与**する（両上乗せ枠の併用は不可）。
- **大幅な賃上げを行う場合**、成長枠・グリーン成長枠の**補助率を引上げ**る。

## 卒業促進枠の要件

・成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3~5年で**中小企業・特定事業者・中堅企業の規模から卒業**すること

## 補助上限額・補助率

| 従業員規模 | 補助金額 | 補助率 |
|---|---|---|
| 成長枠・グリーン成長枠に準じる | | 中小　1/2<br>中堅　1/3 |

※補助対象経費は、成長枠又はグリーン成長枠のものと分ける必要があります。
要件達成後、実績報告を提出いただき、その確認をもって補助金を支払います。

新設

# ３．大幅賃上げ・規模拡大へのインセンティブ

## 大規模賃金引上促進枠の要件

以下の要件をいずれも満たすこと

①成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引き上げること

②成長枠又はグリーン成長枠の補助事業の終了後3～5年の間に、**従業員数を年率平均1.5%以上増員**させること。

## 補助上限額・補助率

| 従業員規模 | 補助金額 | 補助率 |
|---|---|---|
| － | 3,000万円 | 中小：1/2<br>中堅：1/3 |

※補助対象経費は、成長枠又はグリーン成長枠のものと分ける必要があります。要件達成後、実績報告を提出いただき、その確認をもって補助金を支払います。

## 成長枠・グリーン成長枠の補助率引上げ

補助事業期間内に、以下をいずれも達成した場合、**補助率を2/3（中堅は1／2）に引上げ。**

①**給与支給総額を年平均６%増加**

②**事業場内最低賃金を年額45円以上**の水準で引上げ

**ただし、事業終了後3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上増加させることが出来なかった場合、差額分（補助率1／6分）の返還を求めます。**

## 成長枠・グリーン成長枠・サプライチェーン強靱化枠の加点措置（追加）

成長枠・グリーン成長枠・サプライチェーン強靱化枠に申請し、**大幅な賃上げを実施する事業者に対し、加点**を行う。

①事業終了後３～５年で、**給与支給総額年率平均３%以上増加**

②事業終了後３～５年で、**給与支給総額年率平均４%以上増加**　※賃上げ幅が大きいほど追加で加点

③事業終了後３～５年で、**給与支給総額年率平均５%以上増加**

# ４．産業構造転換枠の創設

新設

- 国内市場の縮小等の**産業構造の変化等により、事業再構築が強く求められる業種・業態の事業者**に対し、補助率を引き上げる等により、重点的に支援。
- **対象経費に廃業費を追加**し、**廃業費がある場合は補助上限額を上乗せ**する。

## 産業構造転換枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと
①過去～今後のいずれか10年間で、**市場規模が10%以上縮小する業種・業態に属している**こと
②**地域における基幹大企業が撤退することにより、市町村内総生産の10%以上が失われると見込まれる地域**に属しており、当該**基幹大企業との直接取引額が売上高の10%以上**を占めること

※①については、業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。（3月上旬受付開始予定。）
又は、コロナ後～今後の10年間で市場規模が10%以上縮小することについて、応募時に客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

※②については、要件を満たす地域であることについて、自治体が資料を作成し、証明する必要があります。（3月上旬受付開始予定。）公募開始時に指定された地域を公表します。

## 補助上限額・補助率

| 従業員規模 | 補助上限額（※） | 補助率 |
|---|---|---|
| 20人以下 | 2,000万円 | 【中小企業】 2/3<br>【中堅企業】 1/2 |
| 21～50人 | 4,000万円 | |
| 51～100人 | 5,000万円 | |
| 101人以上 | 7,000万円 | |

※廃業を伴う場合には、廃業費を最大2,000万円上乗せ

# ５．サプライチェーン強靭化枠の創設

新設

- **海外で製造する部品等の国内回帰を進め、国内サプライチェーンの強靭化及び地域産業の活性化に取り組む事業者**を対象として「サプライチェーン強靭化枠」を新設し、**補助上限額を最大5億円**まで引き上げて支援。

## サプライチェーン強靭化枠の対象となる事業者

必須要件（Bについては付加価値額の年率平均5.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件を満たす、**生産拠点を国内回帰する(※1)**事業であること

①取引先から**国内での生産（増産）要請**があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）

②取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、**市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※2）に属している**こと

（※2)対象となる業種・業態は、事務局で指定します。（公募開始時に事務局HPで公開予定。）また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態である旨データを提出し、認められた場合には、対象となり得ます。（過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。）

③下記の要件をいずれも満たしていること

⑴経済産業省が公開する**ＤＸ推進指標を活用し、自己診断を実施**し、**結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出**していること。

⑵IPAが実施する**「SECURITY ACTION」の「★★ 二つ星」の宣言を行っている**こと。

④下記の要件をいずれも満たしていること

⑴交付決定時点で、**設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上**高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。

⑵事業終了後、事業年度から３～5 年の事業計画期間終了までの間に**給与支給総額を年率２%以上増加**させる取組であること

⑤**「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表**していること。

## 補助上限額・補助率

| 補助上限額 | 補助率 |
|---|---|
| ５億円<br>※建物費を含まない場合は3億円 | 中小企業　1/2<br>中堅企業　1/3 |

(※1) 今後、事業再構築指針で示す「国内回帰」の類型に該当する必要があります。事業再構築指針の他の５類型では、「サプライチェーン強靭化枠」に申請できません。なお、海外の生産拠点を閉じることは要件としておりません。

# ６．業況が厳しい事業者への支援

見直し

- **コロナや物価高等により依然として業況が厳しい事業者**に対して、**支援を継続**。
- 第9回公募までの、回復・再生応援枠と緊急対策枠を統合し、新たに**「物価高騰対策・回復再生応援枠」**として措置。

## 物価高騰対策・回復再生応援枠の対象となる事業者

＜現行（回復・再生応援枠、緊急対策枠）＞

現行の必須要件に加え、以下を満たすこと

（回復再生応援枠）①**2021年10月以降のいずれかの月の売上高**が対2020年又は2019年同月比で**30%以上減少**していること

②再生支援協議会スキーム等に則り**再生計画を策定**していること

（緊急対策枠）　① 2022年1月以降の３か月の合計売上高が、2019～2021年と比較して10%以上減少していること

＜今後（物価高騰対策・回復再生応援枠）＞

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下のいずれかを満たすこと

①**2022年1月以降**の連続する６か月間のうち、任意の３か月の合計売上高が、2019~2021年と比較して**10%以上減少**していること

②中小企業活性化協議会等から支援を受け、**再生計画等を策定**していること

※売上高減少要件については、付加価値額（売上高×1.5）減少で代替可能

## 補助上限額・補助率

| 従業員規模 | 補助上限額 | 補助率 |
|---|---|---|
| 5人以下 | 1,000万円 | 【中小企業】 2/3（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは3/4）<br>【中堅企業】 1/2（従業員数5人以下の場合400万円、従業員数6～20人の場合600万円、従業員数21～50人の場合は800万円、従業員数51人以上の場合は1,200万円までは2/3） |
| 6～20人 | 1,500万円 | |
| 21～50人 | 2,000万円 | |
| 51人以上 | 3,000万円 | |

# ６．業況が厳しい事業者への支援

継続

- **最低賃金引上げの影響を強く受ける事業者**を引き続き強力に支援すべく、**最低賃金枠は継続**する。

## 最低賃金枠の要件（変更なし）

必須要件（Bについては、付加価値額の年率平均3.0%以上増加を求める。）に加え、以下を満たすこと

①2022年1月以降の連続する６か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年と比較して**10%以上減少**していること

②2021年10月から2022年8月までの間で、3月以上**最低賃金＋30円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上**いること

## 補助上限額・補助率

| 従業員規模 | 補助上限額 | 補助率 |
|---|---|---|
| 5人以下 | 500万円 | 【中小企業】 3/4<br>【中堅企業】 2/3 |
| 6～20人 | 1,000万円 | |
| 21人 | 1,500万円 | |

# ７．一部申請類型における複数回採択

継続　新設

- 事業再構築補助金では、原則として、1事業者につき採択は1回に限っているが、グリーン成長枠については、過去に採択された事業者であっても、再度申請し採択されることを可能としている。
- これに加え、**産業構造転換枠及びサプライチェーン強靭化枠**についても、**一定の条件下で過去採択された事業者の再申請・採択を認める**。
  ※ただし、産業構造転換枠・サプライチェーン強靭化枠は、1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする。
- 但し、支援を受けることができる回数は**2回を上限**とする。

**第1回～第9回公募** → **第10回公募以降**

**1回目の申請・採択**

①グリーン成長枠以外で１度目の採択を受けた事業者 → ①グリーン成長枠・産業構造転換枠・サプライチェーン強靭化枠に限り申請可能

②グリーン成長枠で１度目の採択を受けた事業者 → ②サプライチェーン強靭化枠に限り申請可能

**2回目の申請・採択**

（注）・支援を受けることができる回数は**2回を上限**とする。
・産業構造転換枠・サプライチェーン強靭化枠は、1回目の採択額（交付決定を受けている場合は交付決定額又は確定額）との差額分を補助上限とする。

（例）産業構造転換枠に申請する従業員120人の事業者が、第６回公募通常枠で4,000万円の採択を受けている場合
従業員120人の事業者の補助上限7,000万円（廃業を伴う場合9,000万円）－過去採択分4,000万円
＝3,000万円　（廃業を伴う場合5,000万円）　が２回目の補助上限となる。

## 追加提出資料と審査内容

通常の申請に加えて、以下の2つの資料の提出が必要。

①既に事業再構築補助金で取り組んでいる事業再構築とは**異なる事業再構築であること**の説明資料
②既存の事業再構築を行いながら新たに取り組む事業再構築を行うだけの**体制や資金力があること**の説明資料

→通常の審査に加え、**一定の減点**を受けたうえで、**これらの資料についても考慮**したうえで採否を判断する。

# ８．その他

## （１）社会福祉法人の補助対象範囲拡大

- 「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」の一環として、介護事業の生産性向上を支援するため、社会福祉法人においては、公的保険制度の範囲外で行う事業を収益事業とみなすこととし、補助対象となる法人の範囲を拡大します。

## （２）労働者協同組合を補助対象者に追加

- 令和4年10月1日に施行された「労働者協同組合法」に基づき設立された**労働者協同組合を、補助対象者に追加**します。※従業員数が300人以下である者に限る。
- なお、同法において、NPO法人又は企業組合は、同法の施行後3年以内に労働者協同組合に組織変更可能とされているところ、**第9回までに採択されたNPO法人又は企業組合が労働者協同組合に組織変更することも認める**こととします。※個別に事務局にご相談ください。

# ８．その他

## （３）事前着手制度の対象期間及び対象類型の見直し

- 交付決定前に事業に着手できる、事前着手承認制度について、対象期間を令和4年度第二次補正予算の成立日である**2022年12月2日以降**に見直します。
- また、本制度を活用いただける事業類型を**最低賃金枠、物価高騰対策・回復再生応援枠、サプライチェーン強靱化枠に限定**します。

※交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。また、採択された場合でも、補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限りますので、公募要領をよくご確認ください。

## （４）産業雇用安定助成金との連携

- 業況の厳しい事業者が行う事業再構築を人材の育成・確保の面から効果的に促すため、**令和５年度より産業雇用安定助成金（事業再構築支援コース）（仮称）が創設される予定**です。

※令和５年度予算の成立、厚生労働省令の改正などが必要であり、現時点ではあくまで予定です（詳細検討中）。

（参考）**厚生労働省所管**令和5年度予算案　概要資料
https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001045586.pdf

# ８．その他

## （３）スケジュール

- 令和5年1月13日（金）まで第8回公募を実施中。既存予算で第9回公募まで実施。
- **令和4年度第二次補正予算で、3回程度の公募を実施予定。**

### 第８回公募

公募開始：令和4年10月3日（月）
応募締切：令和5年1月13日（金）18：00
採択発表：調整中

### 第９回公募

公募開始：令和5年１月中下旬予定
応募締切：令和5年３月中下旬予定
採択発表：調整中
※第8回公募の採択発表は第9回公募の応募締切り後を予定しており、第8回公募で申請される場合、第9回公募での申請はできません。

### 令和4年度第二次補正予算にかかる公募

**令和５年３月下旬頃**公募開始予定
令和5年度末までに3回程度の公募を実施予定